

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	清和大学
設置者名	学校法人君津学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
法学部	法律学科	夜・通信		23	22	45	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ上にて公表

<http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/teacher.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	清和大学
設置者名	学校法人君津学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員	令和元年12月1日 ～ 令和5年11月30日	財務面や法人の運営面
非常勤	ピアノ教師	令和元年12月1日 ～ 令和5年11月30日	法人の運営面
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	清和大学
設置者名	学校法人君津学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>シラバス作成について、①詳細な作成要項を定め、担当教員にそれに基づき作成を求めるとともに、②あわせて担当教員から提出されたものについて、教務担当の教職員複数名により、作成要項に準拠した内容になっているのかどうか点検を行ったうえで、不備等が認められる場合には、記載の修正を求めている。</p> <p>また、シラバスの公表については、年度初めに学生に配布したものと同一内容の電子ファイル(PDF)を大学ホームページ上にて公表している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページ上にて公表</p> <p>http://www.seiwa-univ.ac.jp/department/curriculum.html#department_main</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>「学修意欲の把握」に関しては、各学年の演習科目担当者による「担任制」を設けており、学生の出席状況を毎時確認し、欠席が続く場合には個別に連絡を取るなど、個々の状況を把握して支援を行っている。</p> <p>「試験やレポートなどの方法による学修成果の評価及び単位の付与」については、評価の具体的な方法をシラバスに明記して運用するとともに、「清和大学試験及び成績評価規程」に基づき、試験の実施及び成績の評価を厳格に行っている。なお、本学は卒業論文を課していないが、3年次にはすべての学生が「研究会」(ゼミ)に所属することとなっており、少人数指導のもと発表活動やゼミ論文に取り組んでいる。</p> <p>「履修の認定」については、「出席要件」(授業回数の3分の2以上の出席)を満たさなければ単位を不認定としている。学生の出席状況については、「出席管理システム」により厳格に管理している。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価の客観的な指標として GPA を設定、公表し、成績の分布状況の把握など適切な実施のための制度を整備している。本学の GPA 制度の概要は以下のとおりである。

(1) 成績評価及び GP

履修科目の成績の評語(素点範囲)と各評価に与えられる数値(GP)は次表のとおり(S～C、100～60点が合格)。

評語(素点範囲)	GP	評語(素点範囲)	GP
S(100点～90点)	4	D(59点～40点)	0
A(89点～80点)	3	E(39点～0点)	
B(79点～70点)	2	F(評価不能)	
C(69点～60点)	1		

(2) GPAの種類と算出方法

① 学期 GPA：当該学期における学修の状況及び成果を示す指標

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のGP) の総和}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

② 学年 GPA：当該学年における学修の状況及び成果を示す指標

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{(当該学年の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のGP) の総和}}{\text{当該学年の総履修登録単位数}}$$

③ 累積 GPA：在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学全期間の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のGP) の総和}}{\text{在学全期間の総履修登録単位数}}$$

(3) GPA 算出対象

原則として、卒業要件に算入できる全授業科目。

(除外科目)

- ① 教職課程科目
- ② 評価が単位認定のみの科目
 - ・キャリアセンター開講授業科目
 - ・本学以外での学修による単位認定科目

(4) その他

① 履修取消制度の利用

所定の期間内に履修登録を取り消した科目は GPA 算出対象から除外するが、年間登録上限単位数との関係では「登録済み」扱いのままとし、学修上の偏りを生じない措置を講じている。

② 不合格科目の再履修の取扱い

不合格科目の再履修については、必修科目のみ再履修での合格によって得た評価及び単位数を GPA の算出にあたり算入し、当該科目の過去の不合格による評価は学年 GPA 及び累積 GPA の算出では除外する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページ上にて公開
<http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/rule.html>
<http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/table7.pdf>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学のディプロマポリシーは次のとおりである。

以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に法学士の学位を授与します。

- 1 基本六法科目並びに幅広い法分野科目の学習を通して得た知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍できる能力
- 2 4年間にわたる「演習」「研究会」などの双方向の授業を通して、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力
- 3 本学の建学の精神や基本理念である「真心教育」をよく理解した豊かな人間性

ディプロマポリシーを受けて、学則及び学則別表に次のとおり卒業要件を定めている。

授業科目の中から必修科目及び選択必修科目を含めて「128単位」以上を履修し単位を修得することとしている。

外国語科目については、E・Fカリキュラムでは同一の外国語で6単位、Gカリキュラムでは同一外国語4単位を含み合計6単位、基礎単位は34単位（外国語を含む）、研究会は同一教員で法学コース6単位（スポーツ法コース及び情報と法コースは4単位）、専門教育科目から64単位、全分野から30単位以上を修得することとしている。

卒業判定は、予め教学委員会で検討された後、全学生の全取得科目の一覧表により、教授会に諮られ、要件を充足していれば学長が卒業を認定するという手順で行われる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページ上にて公表

http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/purpose.html#about_main

http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/rule_2019.pdf

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	清和大学
設置者名	学校法人君津学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication
収支計算書又は損益計算書	http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication
財産目録	http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication
事業報告書	http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication
監事による監査報告(書)	http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: ホームページ上にて公表 http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/report_2017.pdf
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 清和大学法学部
教育研究上の目的 (公表方法: ホームページ上にて公表) http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/
(概要) ○建学の精神・基本理念に基づく本学の目的 教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を受けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成すること。 ○教育目的を達成するための具体的教育目的 1. 法学基礎教育の充実 2. 現代社会の情報化・多様化への対応 3. 実学を重視したリーガルマインドの涵養 4. 国際化への対応 これらの教育効果を高めるために教員側の専門の学芸を研究する。
卒業の認定に関する方針 (公表方法: ホームページ上にて公表) http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/purpose.html#about_main http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/rule_2019.pdf
(概要) 【本学のディプロマポリシー】 以下の能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に法学士の学位を授与する。 1 基本六法科目並びに幅広い法分野科目の学習を通して得た知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍できる能力 2 4年間にわたる「演習」「研究会」などの双方向の授業を通して、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力 3 本学の建学の精神や基本理念である「真心教育」をよく理解した豊かな人間性 ディプロマポリシーを基に学則及び学則別表に次のとおり卒業要件を定めている。 1 授業科目の中から必修科目及び選択必修科目を含めて「128単位」以上を履修し修得する。 2 外国語科目は、E・Fカリキュラムでは同一の外国語で6単位、Gカリキュラムでは同一外国語4単位を含み合計6単位修得する。 3 基礎科目(基本科目、外国語科目及び保健体育科目)の中からは34単位(外国語を含む)以上修得する。 4 専門教育科目から64単位以上修得する。 5 その他、基礎科目・専門教育科目全分野から30単位以上を修得する。 卒業判定は、予め教学委員会で検討された後、全学生の全取得科目の一覧が教授会に諮られ、要件を充足していれば学長により卒業を認定する。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ホームページ上にて公表）

http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/purpose.html#about_main

（概要）

カリキュラムポリシーを次のとおり定め、教育課程を編成している。

本学法学部法律学科に3コース（法学コース、情報と法コース、スポーツ法コース）を置き、本学法学部ディプロマポリシーを浸透させるため、以下のカリキュラム編成方針とする。

1 本学のカリキュラムは、基礎科目と専門教育科目とから構成され、いずれのコースでも、法律の基礎知識及び法的な考え方（リーガルマインド）は必要不可欠であり、そのため、入学初年度から法律基本科目や導入演習科目を必修とする。

また、地域社会や国際社会のなかで活躍できる人材を育成するため、外国語及びICT（情報通信技術）関連科目を必修に含める。

2 論理的思考、コミュニケーション力等を身につけるため、全ての学年次に少人数の討論によって進めるゼミ形式での演習授業を多く設定する。

3 幅広く深い教養を身に付け、豊かな人間性を涵養するため、多様かつ多数の教養科目を設定する。

また、本学履修規則第11条において、各学年の履修登録上限を1～3年次では、E・Fカリキュラムで48単位、Gカリキュラムで49単位とし、4年次以上で全カリキュラムにおいて64単位としている。

さらに、3コースの編成方針として、法律の基礎知識及びリーガルマインドの涵養が不可欠であることから、入学初年度より主要科目である法学、憲法、民法、商法、刑法を必修としている。

「プレゼミⅠ」「プレゼミⅡ」を設け、1クラス15名程度の少人数制で、法学、政治学系専任教員が担当し、1年次のクラス担任の役割も担っている。

3年次からは全員が研究会（いわゆるゼミ）で学ぶことによって法学・政治学系科目をより深く探求し、リーガルマインドを身につけることができるよう教育課程を編成している。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：ホームページ上にて公表）

http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/purpose.html#about_main

（概要）

本学の基本理念及び使命・目的に照らし、次のとおりアドミッションポリシーを定めて入学者として相応しい人物を求めている。

- 1 合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会の中で活躍しようという意欲をもつ者
- 2 学問の他、スポーツや文化活動にも優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
- 3 学問の他、個性の伸長と可能性の発見に努めようという意欲をもつ者

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ホームページ上にて公表

http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/pdf/rule_2019.pdf

http://www.seiwa-univ.ac.jp/department/teacher/#department_main

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
法学部	—	12人	10人	2人	1人	人	25人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		39人					39人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：ホームページ上にて公表 http://www.seiwa-univ.ac.jp/department/teacher/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
年間6～8回のFD研修会を開催し、教育力向上に努めている。 研修会の企画・準備はFD委員会において進めている。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
法学部	190人	246人	129.5%	760人	798人	105.0%	人	0人
合計	190人	246人	129.5%	760人	798人	105.0%	人	0人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
法学部	151人 (100%)	4人 (2.6%)	135人 (89.4 %)	12人 (7.9 %)
合計	151人 (100%)	4人 (2.6%)	135人 (89.4 %)	12人 (7.9 %)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
航空自衛隊、陸上自衛隊、警視庁、県警察本部（千葉、福岡、山梨、群馬、その他）、刑務官、千葉興業銀行、君津信用組合、日本製鐵、セントラル警備保障				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>次によりシラバスを作成している。</p> <p>①詳細な作成要項を定め、担当教員にそれに基づき作成・提出を求める</p> <p>②担当教員から提出されたシラバスを、教務担当の教職員複数名により点検する</p> <p>③不備等が認められる場合には、修正を求める</p> <p>シラバスの公表については、年度初めに学生に配布したものと同一内容の電子ファイル（PDF）を大学ホームページ上にて公表している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>「学修意欲の把握」については、各学年の演習科目担当者による「担任制」を設け、学生の出席状況を毎時確認し、欠席が続く場合には個別に連絡を取るなど、個々の状況を把握して支援を行っている。</p> <p>「試験やレポートなどの方法による学修成果の評価及び単位の付与」については、評価の具体的な方法をシラバスに明記して運用するとともに、「清和大学試験及び成績評価規程」に基づき、試験の実施及び成績の評価を厳格に行っている。なお、本学は卒業論文を課していないが、3年次にはすべての学生が「研究会」（ゼミ）に所属することとなっており、少人数指導のもと発表活動やゼミ論文に取り組んでいる。</p> <p>「履修の認定」については、「出席要件」（授業回数の3分の2以上の出席）を満たさなければ単位を不認定としている。学生の出席状況については、「出席管理システム」を導入して厳格に管理している。</p>				
学部名	学科名	卒業に必要な 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
法学部	法律学科	128単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：ホームページ上にて公表 <http://www.seiwa-univ.ac.jp/campus/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
法学部	法律学科	600,000 円	300,000 円	420,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>本学が独自に実施している修学支援制度の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 学力特待生制度 (1 年次生対象 / 入学試験受験時に別途申請により選抜)</p> <p>広く全国から優秀な人材を募り、育成することを目的とし、入学料全額分と 4 年間の授業料全額または半額相当分を給付する。本制度による特待生の資格は原則として 4 年間継続して適用される (ただし、年度毎に評価)。</p> <p>(2) 清和大学特待生 (2～4 年次生対象)</p> <p>入学後の各年次の成績により、翌年度の授業料相当額 (全額または半額) を給付する制度であり、単年度毎の給付とする (再出願可)。</p> <p>(3) 自然災害等の被災者に対する緊急対応 (受験生・在学生とも対象)</p> <p>大規模な自然災害等で受験生・在学生本人または学費負担者等が被災した場合に、各種学校納付金の減免措置や納付期限の猶予等を適宜実施する。災害発生時に公式サイトおよび学内掲示等で随時周知する。</p>
b. 進路選択に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>キャリアセンター開講科目として、1,2 年次よりキャリア開発科目を開講し、将来設計を図り、3 年次にはインターンシップ等の就職活動実践科目を展開し、公務員試験希望者に対しては、対策講座を配置し支援を行っている。</p> <p>また、3 年次には全学生と進路個人面談を実施し、きめ細やかな指導に務めている。</p>
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>学生の心身の健康等に係る支援については、学務課 (学生係)、保健室および学生相談室を中心に対応している。学務課 (学生係) は学生生活全般の支援に係る一次窓口となっている。保健室には専任職員として看護師を配置し、心身の健康等に係る支援の実務の中心を担っている。</p> <p>学生相談室は教職員が協働で運営し、学生生活全般に係る相談対応にあたっているほか、心理面での高度に専門的な支援が必要と思われる問題が生じた場合には学校法人が雇用するカウンセラー (臨床心理士) と連携して対応している。</p> <p>また、専任教員による「担任制」を心身の健康等に係る支援を含む学生生活全般の支援制度として、上述の制度と連動させて運用している。</p>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ホームページ上にて公表 <http://www.seiwa-univ.ac.jp/publication/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	
設置者名	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		人	人	人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				人
合計 (年間)				人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年 以下のものに限り。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。